



10月27日(日)

# 衆議院議員総選挙 投票日

# (最高裁判所裁判官国民審査)

# ～有権者の皆さまへ～

◎一部の地域で小選挙区の区域が変更されておりますので、ご注意ください。



◎投票用紙をよく確かめて投票してください。

- ・衆議院議員総選挙（小選挙区）…候補者の氏名を記載（あさぎ色の投票用紙）
  - ・衆議院議員総選挙（比例代表）…政党名を記載（ピンク色の投票用紙）
  - ・最高裁判所裁判官国民審査…罷免したい裁判官に×を記載（うぐいす色の投票用紙）  
(罷免しない・辞めさせなくてよい裁判官には何も記載しない)